

インドからの会社の撤退方法について

(2023年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 AsiaWise Group（AsiaWise 法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2023 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび AsiaWise Group は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび AsiaWise Group が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp
ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | 項目 | ページ |
|---|------------------|-----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 株式譲渡による撤退 | 1～2 |
| 3 | 会社清算による撤退 | 2～5 |
| 4 | 実務上の検討の手順およびポイント | 5～7 |

インドからの会社の撤退方法について

1. はじめに

新型コロナウイルスの影響にとどまらず、国際的な政治情勢の不安定さから、やむを得ず海外ビジネスの撤退を検討する動きは、ここインドに限らず見受けられるところである。本稿は日本企業を始めとするインド国外企業が、インドにおいて100%子会社または他企業との合弁会社を有する場合に、インドから撤退する各種方法について解説する。

2. 株式譲渡による撤退

(1) インドにおける会社の清算手続きは、その完了まで比較的長期間を要し、またコスト面でも相応の費用が必要となる。そこで、時間面、コスト面を考慮した場合、実務上、会社を残したまま、その支配権をほかに譲渡する、すなわち株式譲渡等の方法による撤退が検討されることが多い。

(2) 株式譲渡による撤退をするためには、当然のことながら株式の譲受人を見つけることが必要となる。この点、合弁会社や現地パートナーがいる会社の場合、合弁契約上、プット・オプション条項（一定の条件が充足された場合等に、一方当事者に対し、特定の価格で株式を売却する権利を認める旨の条項）が定められている場合がある。このような条項がある場合、契約上の権利として株式譲渡を求めることを検討することになるが、当該権利行使の要件や手続きが明確に定められていない場合、当該契約の解釈をめぐって紛争が生じる場合がある。また、合弁契約上、デッドロックや合弁終了後の競業禁止義務等の条項についても、その要件や適用範囲について、疑義が生じることも少なくない。合弁契約締結時点から各条項の意味するところを理解しておくべきではあるが、実際に撤退する際には、同契約に基づいて合弁相手が採りうる手段について、ありえるシナリオをよく検討することが重要となる。また、合弁契約以外にも、グループ会社、現地子会社、代理店・サプライヤー等、関係当事者間で契約が存在する場合（例えば、ライセンス契約、技術支援契約等）、その処理についても検討が必要となる（例えば、商標や特許等の知財や在庫製品のラベリングの取り扱いなど）。

(3) なお、株式譲渡の際に、特にインドで留意すべき法規制として、いわゆるプライシング・ガイドライン¹がある。インド非居住者（日本の親会社等）がインド企業

¹ The Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident outside India) Regulations, 2017 第11条

(インドの子会社や合弁会社等)の株式をインド居住者に対して譲渡する場合、原則として株式の譲渡価格は公正価格を上回ることができないので注意が必要である。

3. 会社清算による撤退

- (1) 撤退スキームとしての株式譲渡が難しい場合、当該会社を清算する方法を検討することになる。主な清算スキームとしては、①再生手続き (Resolution Process) を先行させた後、清算手続き (Liquidation Process) に移行する方法と、②申し立てにより直接清算手続きを開始させる任意清算手続き (Voluntary Liquidation, 以下「任意清算」という)の方法がある。加えて、③登記抹消手続き (Strike Off, 以下「登記抹消」という)の方法も事実上、清算スキームとして用いられることがある。以下、これらの各手続きの特徴について説明する。
- (2) まず、①再生手続きを先行させる方法とは、2016年破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016. 以下「破産倒産法」という²⁾)に規定される再生手続きを申し立てた後、清算手続きに移行する方法である。この手続きを開始するためには、対象会社が、債務不履行状態にあることが必要であるところ、その場合、債権者も対象会社自身も申し立てが可能である。再生手続きは、会社法審判所 (National Company Law Tribunal, 以下「NCLT」という)の関与の下、再生専門家 (Resolution Professional³⁾)が各利害関係者の取りまとめをしつつ主導し、会社再生の可能性についての検討が行われる (第2章 (第6条～第32A条))。その上で、再生計画 (Resolution Plan) が法定期限内に NCLT に提出されなかった場合や、同計画が NCLT から棄却された場合等、一定の場合に清算手続き (第3章 (第33条～第54P条)) が開始することとなる。清算手続きにおいては、対象会社の資産について売却等により換金され、得られた金員が倒産専門家の費用、従業員への支払い、対象会社の金融債権者への弁済等⁴⁾に順次充てられることとなる。
- (3) 次に、②任意清算は、前述の①再生手続きを先行させずに、破産倒産法に基づいて、最初から清算手続きを開始する方法 (第5章 (第59条)) である。任意清算の申し立ての要件としては、債務不履行状態になく、債務を負っていないまたは会社

²⁾ 同法は、2018～2021年にかけて、数回の改正を繰り返しているが、本報告書では、2021年8月21日までの改正破産倒産法について、単に「破産倒産法」と呼ぶこととする。なお、各改正条文は、Insolvency and Bankruptcy Board of India (インド破産倒産委員会)のウェブサイトにて、確認することができる (<https://ibbi.gov.in/en/legal-framework/act>)。

³⁾ 破産倒産法第5条27項

⁴⁾ 破産倒産法第53条1項

資産の売却により債務を完済できる見込みであることが必要となる。また、手続き上、株主総会特別決議⁵および債権額を基準として全体の3分の2以上の債権者が株主総会決議を承認すること等が必要となる⁶。そのため、合弁会社や少数株主がいる会社の場合や、債権者が多数存在する会社の場合などでは、かかる要件を満たすことが可能であるか検討が必要となる。

- (4) ③登記抹消は、会社設立後1年間事業を開始しなかった場合、または直近の2会計年度事業または活動を行っていない場合等、もはや経済主体として活動しているとは言えない場合などに対象会社を解散させることを主眼においた手続きであり、The Companies Act, 2013（以下「会社法」という。）に規定されている⁷。その要件としては、手続き開始申請にあたって資産を有していないこと⁸、すべての債務を解消していることおよび直近2会計年度において事業を行っていないことなどがある。③登記抹消については、資産も債務も存在しないことが想定されているため、換価や弁済といった手続きがなく、比較的短期間のうちに手続き完了が見込まれる。

対象会社の債権者等が、当該登記抹消について、抹消から20年の間に異議を申し立てる場合には、対象会社が登記抹消前と可能な限り同じ状態まで巻き戻される恐れがある⁹。その場合、未払債務に関する責任を取締役が負う可能性も残ることになる。

なお、直近の2会計年度において事業活動を行っておらず、休眠会社の申請も行っていない会社については、登記局が会社および取締役へ通知を発した上で、30日以内に返答がない場合などには会社の登記抹消を行うことができるとされており¹⁰、このような場合には会社からの申請を待たずして登記抹消がなされる。

- (5) また、以上の手続きと複合的に、④会社の資産、債務等を事業譲渡することで、清算手続きを迅速化させる方法も、実務上、検討されることがある。めばしい資産や債務を処分した後であれば、前述の②任意清算や③登記抹消によることも容易になる。事業譲渡については、当該事業を引き受ける会社が必要となる。また、

⁵ 投票した議決権者のうち、賛成する者の数が反対する者の数の3倍以上となることが必要（会社法第114条2項）

⁶ Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017 第3条1項

⁷ 会社法第248条および The Companies (Removal of Names of Companies from the Registrar of Companies) Rules, 2016 等に手続きの細目が規定されている。

⁸ The Companies (Removal of Names of Companies from the Registrar of Companies) Rules, 2016 第4条3項(i)および Form SKT-3

⁹ 会社法第252条3項

¹⁰ 会社法第248条1項および5項

譲渡する事業が前会計年度の会社の純資産の 20%を超える場合に、株主総会の特別決議が必要とされる¹¹など、会社法上定められた手続きを履践する必要がある。

【各スキームのポイントの比較】

| | ①再生手続き (Resolution Process) 後の清算 (Liquidation) | ②任意清算 (Voluntary Liquidation) | ③登記抹消 (Strike Off) |
|-----------|---|--|--|
| 管轄機関 | 会社法審判所 (National Company Law Tribunal) | 会社法審判所 (National Company Law Tribunal) | 会社登記局 (Registrar of Companies) |
| 処理期間 | 再生手続き開始から 330 日 ¹² | 通常 90 日間 (270 日まで延長可) ¹³ | 法定の処理期間は存在しないが、一般的に 90 日から 120 日前後と言われる。 |
| 主な手続き開始要件 | a) 対象会社が 1,000 万ルピーを超える債務に関して債務不履行を起こしており、かつ、債権者が手続き開始の申し立てをすること ¹⁴ 、または b) 対象会社自体が申し立てをすること ¹⁵ など。 | a) 対象会社が債務不履行にないこと ¹⁶ 、 b) 対象会社が債務を負っていないまたは会社資産の売却により債務を完済できる見込みである旨などを記載した宣誓供述書が経営陣の過半数により作成されていること ¹⁷ 、 | a) 直近 2 会計年度で事業活動を行っていないこと ²⁰ 、 b) 資産を有していないこと ²¹ c) すべての債務を解消すること ²² 、かつ、d) 株主総会における特別 |

¹¹ 会社法第 180 条 1 項

¹² 破産倒産法第 12 条但書き

¹³ Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) (Amendment) Regulations, 2022 第 7 条

¹⁴ 破産倒産法が制定された当初は 10 万ルピー以上の債務不履行があれば、対象会社の債権者は破産倒産法上の再生手続きの開始を申し立てることができる規定されていた (破産倒産法 4 条 1 項)。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う裁判所のリソース不足などを受けて、債務不履行の最低額が 10 万ルピーから 1,000 万ルピーに引き上げられた (2020 年 3 月 24 日付通達 F.No.30/9/2020-Insolvency)。

¹⁵ 破産倒産法第 6 条

¹⁶ 破産倒産法第 59 条 1 項

¹⁷ Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017 第 3 条 1 項(a)

²⁰ 会社法第 248 条 1 項 2 項

²¹ The Companies (Removal of Names of Companies from the Registrar of Companies) Rules, 2016 第 4 条 Form SKT-3

²² 会社法第 248 条 1 項 2 項

| | | | |
|---------|--|--|--|
| | | c) 株主総会における特別決議を経ること ¹⁸ 、かつ、 d) (会社に債務が存在する場合) 債権額を基準として3分の2の債権者の承認を得ること ¹⁹ など。 | 決議を経ること ²³ など。 |
| 取締役等の責任 | 手続き開始の12カ月前以降に1万円以上の会社資産を意図的に隠ぺいした場合などには禁錮などの罰則が科される可能性がある ²⁴ 。 | 手続き開始の12カ月前以降に1万円以上の会社資産を意図的に隠ぺいした場合などには禁錮などの罰則が科される可能性がある ²⁵ 。 | 会社の債務を逃れる目的で登記抹消の申請をした取締役等の経営陣はそれによって損害を被った者に対して責任を負うこととされており ²⁶ 、登記抹消後20年間は、過去に取締役であった者等が、未払債務等に関する責任を負う可能性がある ²⁷ 。 |

4. 実務上の検討の手順およびポイント

- (1) 撤退方法の検討にあたっては、対象会社の置かれた状況に応じて、最適なスキームは変わりうるため、複数の可能性を検討しておくことが重要である。

前述のように、会社清算による撤退よりも、株式譲渡の方法が比較的簡便であるため、譲受人の候補がいる場合には、まずは株式譲渡を検討すべきである。

実務上は、撤退を検討するような状況では、会社や事業の価値、撤退後の条件等を巡って交渉が難航することも多く、株式譲渡がスムーズに進むとは限らない。

¹⁸ 破産倒産法第59条3項(c)(i)および Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017 第3条1項(c)

¹⁹ 破産倒産法第59条3項但書および Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017 第3条1項

²³ 会社法第248条2項

²⁴ 破産倒産法第68条

²⁵ 破産倒産法第59条6項、第68条等

²⁶ 会社法第251条

²⁷ 会社法第252条3項参照

そのため、ワーストケースシナリオとして、株式譲渡ができない場合の、会社清算の可能性についても検討することが多い。

これに対し、完全子会社の場合のように、株式の譲受人を見つけることが難しく、株式譲渡の可能性が低い場合には、会社清算の方法を比較検討することとなる。この点、①再生手続き後の清算は、債権者委員会、裁判所（NCLT）および倒産専門家等の関与・コントロールを受けるため、タイムラインや会社資産の換価、弁済に関して、親会社の意向に沿わない方向に進む恐れがある。そのため、外資企業がインドの完全子会社を清算する場合には、②任意清算により、親会社のコントロールの下で手続きを進めることが好まれる。この際、対象会社の資産をもって未払債務を完済できる場合には、②任意清算が検討されることになるが、債務超過状態にある場合でも、親会社による増資などにより資金を注入し、債務超過状態を解消した上で②任意清算を行うケースも多い。ただし、②任意清算を行う場合、一般債権者が1,000万ルピー以上の債務不履行をもって①再生手続きの申し立てを行う恐れがあるため、1,000万ルピー以上の債務について、慎重に管理することが必要である。

他方、以上とは異なり、現地会社を立ち上げるも、設立手続きやビジネスライセンス取得等がうまく行かず、実際のビジネスをほとんど行えていないようなケースでは、コストと労力の節約の観点から、③登記抹消の方法を選択することも考えられる。登記抹消のためには、会社設立後1年間事業を開始しなかったこと、または申し立てに先立って2年間休眠状態に置くことが必要であるため、タイムラインの設定によっては、②任意清算も選択肢となりうる。

(2) その上で、いずれの清算スキームを選択する場合でも、特に事前に確認しておく具体的チェックポイントとして、次のような事項が挙げられる。

- (a) 各種業法・規制上のコンプライアンス違反の有無
- (b) 係属中の訴訟その他紛争の有無
- (c) 未納の税金および税務当局との紛争の有無
- (d) （解雇を含む）従業員の給与、退職金等の未払いの有無
- (e) 不動産、オフィスの賃貸その他備品のリース等における未払いの有無
- (f) （契約解除を含む）取引先への未払いの有無

以下、紛争／コンプライアンス等（(a)～(c)）、および債権債務の解決（(d)～(e)）について詳述する。

(3) 会社の清算に関して実務上問題となるのが、裁判等の紛争およびコンプライアンス違反の有無である。裁判等の紛争、コンプライアンス違反が解決されていないと、そもそも申し立てができない、あるいは、清算手続きの中でその違反が問題視

され、罰金等の刑事責任や取締役個人の民事責任が問題となるなどの恐れがある。そのため、申立前に解決しておくことが望ましい。

具体的には、訴訟等の法的手続きが係属している場合など、債権債務の有無をめぐって紛争がある場合には、相手方と和解することで、当該紛争を申立前に解決することを検討することとなる。税務訴訟等のように和解が事実上困難な場合や、請求の根拠に乏しい不当な請求等については、和解による解決が期待できず、その解決まで手続き開始を待たなければいけない場合もある。

また、コンプライアンス違反については、過去から違反状態が継続していることが明らかとなり、その対処に窮することも少なくない。法令によっては、当局に対し、自主的に違反を申告することで、罰則や責任が減免される手続き（Compounding）が規定されている場合もあり、早期解決のために、過去の違反に遡って同手続きの申告を行うことも考えられる。他方で、インドにおいては、法規制の数も多く、その重要性もさまざまであるから、すべての違反の解消を待たずに手続きを開始する場合もある。この点については、違反の重大性、手続きに与えるインパクトを考慮して専門家と協議の上判断することが推奨される。

- (4) また、会社の清算にあたっては、未払債務の有無についてしっかりと確認した上で、支払うべき債務については、可能な限り弁済を完了させておくべきである。加えて、従業員との雇用契約や取引先との契約についても、解除等を済ませておき、可能な限り第三者を手続きに関与させないことが望ましい。未払債務や残存する契約を十分に確認せず手続きを開始してしまうと、手続き開始後になって想定外の事態が生じ、手続きが止まってしまうリスクがある。ただし、財産換価や債務の弁済については、処分の適正性や債権者の公平性にも留意する必要があるため、各手続きを開始する前に、弁護士を交えて事前にしっかりと計画を立てておくことが重要である。
- (5) なお、以上のような、撤退に向けた検討は、可能な限り情報共有するメンバーを限定して進められるべきである。会社として撤退を検討しているという情報は、政府当局を含む社外の第三者にとっても、内部の従業員等にとっても、重要な交渉材料となる情報であり、場合によっては手続きの妨害を招きかねない。撤退の完了に至るまで、どの段階までに誰を社内および現地に残すか計画を立て、それを前提に情報共有の範囲についてもコントロールすることが必要である。